

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

顧客相談 サポート通信

2019.10. Vol.116

発行：©行政書士 銚立 栄一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『異母兄弟を含む相続人 11 名の遺産分割協議手続きサポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 栄一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 栄一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは、行政書士／財産承継コンサルタントの銚立です。

当事務所では、様々なケースの相続手続きのご依頼をお受けしています。

「子供がない」「相続人の人数が多い」「会ったことがない相続人がいる」「被相続人が外国籍」「相続人が行方不明」などなど。

そのほとんどが、遺言書がないケースです。遺言書があれば、もっとスムーズに手続きができたのに、と本当に毎回思います。

当事務所では、『[遺言書作成ガイドブック](#)』を Web で無料で公開しています。ぜひ、相談業務にお役立てください。⇒



★ぜひ営業店の皆様でご利用ください。

<サポート事例>

『異母兄弟を含む相続人 11 名の遺産分割協議手続きサポート』

今回は、異母兄弟を含む相続人 11 名の遺産分割協議手続きサポートをご紹介します。

生涯独身でいらっしゃったお姉様（89歳）がお亡くなりになった M.U 様。約 2,100 万円の預金（金融機関 2 行）の解約手続きが進められず、お困りでいらっしゃいました。

預金のある信用金庫様のご紹介で面談をさせていただき、詳しくお話を伺ったところ、第二順位の相続人である亡き父親には、婚姻関係のない女性二人との間に、二人の子供がいるとのこと。

そしてその二人の子供は既に亡くなっており、それぞれに数名の代襲相続人がいるとのことでした。

当事務所では、第二順位及び第三順位の相続人とその代襲相続人の戸籍謄本を取得し、法定相続人（11名）を特定。

また、全血兄弟姉妹と半血兄弟姉妹の法定相続分を計算し、遺産分割協議のための基礎情報を提供させていただきました。

協議の方向性（遺産分割協議書上の実質的な相続放棄を含む）が決まってからは、遺産分割協議書を作成し、郵送での持ち回りの署名・押印手続

つづき↓

<サポート事例>

き、金融機関での預金解約手続きまでをサポートさせていただきました。

<お客様の声>

■「お陰様で、(相続人の)皆さんにすべての預金を配分することができました」(異母兄弟を含む相続人 11 名の遺産分割協議手続きサポート 横浜市神奈川区 K.U 様 85 歳、M.U 様 82 歳)

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

死亡届など、公的なことは一応やったんです

が、その後のことは何も分からないものですから。相続人が大変な人数でしたから、自分で始めてみたけど、何しろ慣れないことなので、どうしていいものかと。

——何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

(被相続人の)預金があった信用金庫さんに、専門家を紹介してほしい、と相談しました。

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

最初は、身内の書類だけ集めればいいのか？と思っていたら、母親が違うきょうだいの方の書

類まで集める必要がありましたし、そちらの4人きょうだいの方々が相続を放棄したいと言われて。

もう何十年も付き合いがないわけでしょう。

放棄の手続きもよく分からないですし、ここから先は先生にお願いすることにしました。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

お陰様で、(相続人の)皆さんにすべての預金を配分することができました。今は、振り込みが終わってほっとした、というのが一番です。

母親が違うと、法律に従って分けると(相続分に)差が出るなど、専門的なことをやっていただいて助かりました。

頼りになるし、ありがたかったです。

——どんな人が当事務所の機能を活用すると良いと思いますか？

こういう、相続の問題で法律的なことが絡むような立場の人が先生に相談すると良いと思います。

私の親が亡くなったときは、きょうだい2人だけの相続で難しくなかったのですが、今回のようなことは、今まで経験がないわけですから。

<編集後記>

我が家はフルタイムの共働き夫婦。息子は来年の4月から保育園に入れて、奥さんは職場に復帰する予定です。最近、近所の保育園の見学に行っているのですが、候補に挙がっているのは現在5カ所。「近さ」を優先するか、「設備」を優先するか、「保育の内容」を優先するか。どこを第1希望にするかは悩みどころです。もっとも、希望通りに入れる保障はなく。一体どうなることやら。。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >>

銚立 事務所

検索

ネットからも本紙を
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://www.hokodate-jimusyo.com/news>

*異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください!